



発電資金の特徴

地元、豊明市にある中小企業家のグループが会社を設立しました。小学校の屋根を借り、市民のみなさんと力を合わせて、太陽光発電に取り組みます。地域にある再生可能エネルギーは市民のもので、太陽光発電を通じて地域経済の活性化に挑戦します。

- ①工事は地元業者に発注し、
- ②ファンド・発電志金の利益は市民のみなさんに選ぶことによって、
- ③地域経済の循環に寄与するとともに、
- ④市民の節電意識を高め、
- ⑤原子力発電に頼らない社会をつくることにつながるものです

営業者

商号	とよあけ自然エネルギー株式会社			
設立日	2013年8月27日			
資本金	50万円			
運営体制	代表取締役	石井正己	東海EC(株)	
	専務取締役	中野幸夫	(株)ナカノ金物	
	取締役	平沼辰雄	おひさま自然エネルギー(株)	
		伊藤利男	(株)ふるさと応援開発	
		笠原尚志	(株)中西	
		矢野恭伸	(株)グリーン電工	
		左合正典	宝建材興業(株)	
		服部龍一	(有)服部建工	
		石黒俊朗	(株)サカエ	
監査役	大倉野重幸	オオクラエンジニアリング(株)		

問い合わせ先 ご不明な点がございましたら下記まで問い合わせください

おひさま自然エネルギー株式会社

第二種金融商品取引業者 [東海財務局長(金商)第171号]

466-0826 愛知県名古屋市中区昭和区滝川町32番地の1Emuビル306号

受付時間 10:00 ~ 18:00

TEL **052-718-4534** FAX **052-718-4534**

E-mail ohisama@aichi-ohisamanet.co.jp URL <http://www.aichi-ohisamanet.co.jp>

おひさま自然エネルギー株式会社

販売促進用資料 2014年6月作成

とよあけ市民発電志金 出資の御案内

子供たちの未来のために
市立小学校の屋根に太陽光発電を

募集期間

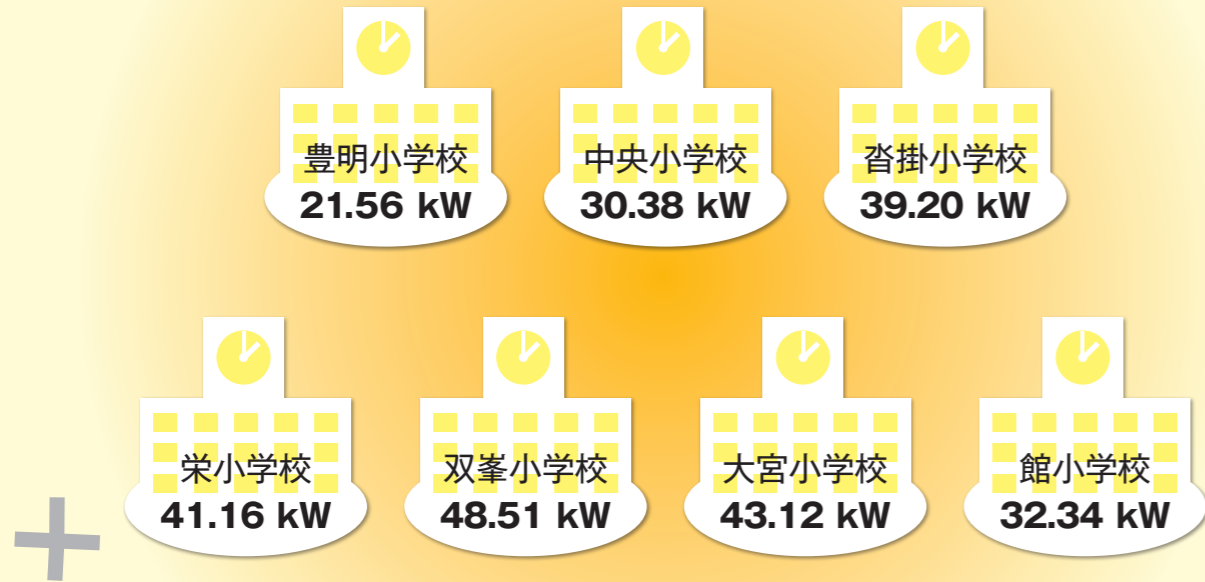
2014年6月20日~

本資料は、商法535条に規定する匿名組合契約の締結を目的としておひさま自然エネルギー株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みの際には、重要事項説明書(契約前交付書面)の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。また、本匿名組合は元本及び利益配分が保証されているものではありません。

おひさま自然エネルギー株式会社
第二種金融商品取引業者 [東海財務局長(金商)第171号]

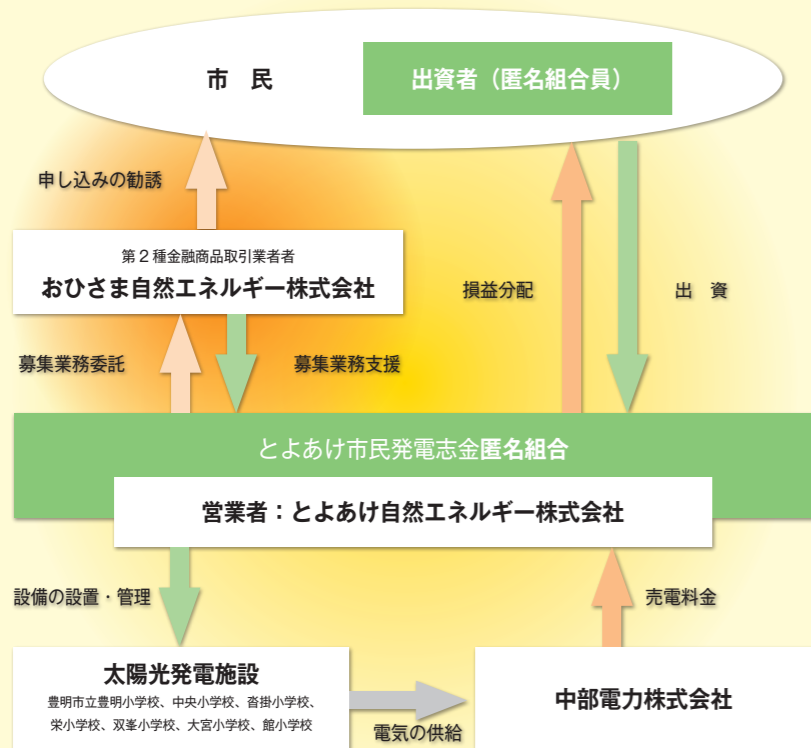
豊明市立小学校の屋根を借りて、

設置個所と発電容量は以下の通り



合計 **256.27 kW**

発電事業資金は市民の出資で



事業計画概要			
事業者	とよあけ自然エネルギー株式会社 (本匿名組合の営業者)		
代表者	石井正己		
事業目的	太陽光発電による電力の供給		
事業実施場所	豊明市内の小中学校7箇所		
電力売電先	中部電力株式会社		
発生電力量予想	282,369kWh / 年 (予想)		
事業費 (税込み)	9,800万円	資金調達合計	1億円
市民出資による調達	1億円	補助金による調達	無し
借入金による調達	無し		
営業運転開始予定	2014年8月以降の運転開始日		
各顧客との契約期間	2014年6月20日以降の契約開始日から、A号匿名組合は10年、B号匿名組合は20年。		

市民出資で太陽光発電施設を設置します

A号1口10万円 / 10年間 利益分配目標 年1.5%

B号1口50万円 / 20年間 利益分配目標 年2%+プレミアム

「とよあけ市民発電志金」募集要項

募集名	とよあけ市民発電志金匿名組合	
営業者	とよあけ自然エネルギー株式会社	
募集総額	1億円	
募集区分	A号匿名組合	B号匿名組合
申込み単位 (1口金額)	1口10万円	1口50万円
募集口数	500口	100口
目標分配利回り等	年1.5% 出資金は10年後一括返還	年2%+プレミアム出資金は20年後一括返還
契約期間	10年間	20年間
優先順位	優先	劣後
分配金支払日	ファンド決算日 (毎年9月30日) から3か月以内 (12月31日まで)	
申込み手数料	出資口数に関わらず、1契約につき3,240円 (税込)	
中途解約	できません	
募集期間	2014年6月20日～9月30日先着順 (延長する場合があります)	
契約の継承	出資者たる地位を承継する者 (現金分配を受領する者) を予め定めておくことができる特約条項があります	

■リスクについて

主な損失リスクは以下のとおりです。但し、すべてのリスクを網羅しているわけではありません。詳しくは、必ず重要事項説明書をご覧ください。本匿名組合出資は、一定の利益の分配及び出資金の返還を保証しているものではありません。本匿名組合出資金の一部あるいは全部に損失が生じる可能性があります。但し、出資者は本匿名組合の出資額の範囲を超えて負担することはありません。

●日射量の変動による売上げの減少及び太陽光発電設備の修理・メンテナンス費用の増加等による財産状況の変化により損失が生じる恐れがあります。

●一般的な不測事態のリスク

- ①災害の発生による発電設備の損壊
- ②設置装置の脱落による人および器物への損害
- ③営業者の倒産
- ④太陽光発電事業に関する法令改正による収益悪化
- ⑤その他

■手数料等出資者が負担する費用について

- a. 申込手数料 出資口数にかかわらず一律3,240円 (消費税含む)
- b. 譲渡手数料 やむを得ない事由により本匿名組合出資を譲渡する場合 (かかる譲渡には営業者の承諾が必要となります) 出資者は、5,000円 (消費税別途)

を営業者に支払うものとします。また、振込手数料、郵送料等譲渡に係るその他の費用を別途営業者に支払うものとします。

- c. 振込手数料 出資者による出資金の支払及び営業者による分配金の支払、及び譲渡金の支払時における振込手数料を出資者にご負担いただきます。
- d. 違約金 出資金額及び申込手数料の振込みが本匿名組合契約締結の日から14日以内になされない場合、営業者は本匿名組合契約を直ちに解除し、かつ出資者に対し、出資金額の6%相当額の違約金を請求することができます。
- e. 書面による解除時の諸費用

出資者が本匿名組合契約を締結し契約書を受領した日から10日間を経過するまでの間に、営業者に書面による解除を申し出た場合、本匿名組合契約を解除することができます。その際、出資金の返還に係る振込手数料をご負担いただきます。また、すでにお振込みいただいた申込手数料 (3,240円消費税含む) は返還いたしません。

※ 振込手数料については、金融機関により相違・変動するものであり、事前に料金等を示すことができません。

※ 郵送料については、郵送会社や書類の重さ等により相違・変動するものであり、事前に料金等を示すことができません。